

岐 阜 県 公 報

目 次

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知
保安林の指定解除予定

(治 山 課) 三九
(飛騨農林事務所) 三一

公 示

平成二十三年度クリーニング師試験の実施
平成二十三年度採石業務管理者試験の実施
基本測量の実施
公共測量の実施
運転免許取得者教育機関の認定

(生活衛生課) 三一
(商工政策課) 三一
(用 地 課) 三二
(同) 三三
(運 転 免 許 課) 三三

告 示

岐阜県告示第四百十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年八月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町乙原字豈洞九六六の二、字多和平一〇四七の二(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年八月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡八百津町野上字深山二二四五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

(一) 次のとおりは、省略し、関係書類を岐阜県林政部治山課及び八百津町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第四百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十三年八月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除に係る保安林の所在場所

高山市清見町三日町字岩平二〇五六の六・二〇五六の一〇一（以上二筆国有林）

二 保安林として指定された目的

落石の危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

公 示

平成二十三年度クリーニング師試験の実施

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、平成二十三年度クリーニング師試験を次のとおり実施します。

平成二十三年八月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験日時

平成二十三年十一月四日（金）

午前十時から

二 試験場所

岐阜県クリーニング協会館（岐阜市須賀四丁目八番四号）及び笠松刑務所（羽島郡笠松町中川町三）のうち岐阜県が指定する場所

三 試験科目

1 衛生法規に関する知識

2 公衆衛生に関する知識

3 洗濯物の処理に関する知識

4 洗濯物の処理に関する技能

(一) 繊維の鑑別

(二) ワイシャツのアイロン仕上げ

四 受験資格

- 1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者
- 2 旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百八十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を終わった者又はクリーニング業法施行規則の一部を改正する省令（昭和三十年厚生省令第二十一号）附則第二項で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

五 受験手続

1 願書等配布期間

平成二十三年九月一日（木）から同年十月七日（金）までの午前九時から午後五時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

2 受付期間

平成二十三年九月二十六日（月）から同年十月七日（金）までの午前九時から午後五時まで。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。なお、郵送による受験申込みは、平成二十三年九月二十六日（月）から同年十月七日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。

3 配布及び受付場所

各県立保健所（保健所に置かれる事務所を含む。以下同じ。）、岐阜市保健所及び岐阜県健康福祉部生活衛生課

なお、郵送により受験願書等を提出する場合は、書留又は簡易書留とし、「クリーニング師試験願書在中」と朱書きして、岐阜県健康福祉部生活衛生課（〒五八五七七 岐阜市数田南二丁目一番一号）に提出してください。

4 提出書類

- (一) 受験願書
- (二) 履歴書
- (三) 写真（手札形（縦十一センチメートル横八センチメートル）とし、出願前六か月以内に正面から撮影した無帽、上半身、無背景のもの。裏面に氏名及び生年月日を記載すること。）

四 受験資格を証する書類（学校の卒業証明書等）

六 受験手数料

七千円に相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付け、納付してください。（消印しないこと。）。

七 合格発表

平成二十三年十一月二十五日（金）午前十時
県庁、各県立保健所及び岐阜市保健所の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には合格通知書を送付します。

また、後日岐阜県ホームページにも合格者の受験番号を掲載します。

八 試験結果の提供

クリーニング師試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

クリーニング師試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

合格発表の日から一か月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口（県庁二階）及び各県立保健所特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類等

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

九 その他

1 受験手数料は、申込みを取り消した場合でも返還できません。

2 この試験について不明な点は、岐阜県健康福祉部生活衛生課（電話〇五八 二七二一一一一 内線二五六三）各県立保健所又は岐阜市保健所に問い合わせてください。

平成二十三年度採石業務管理者試験の実施

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により採石業務管理者試験を次のとおり実施しますので、採石法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六号）第八条の七の規定により公示します。

平成二十三年八月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験期日及び時間

平成二十三年十月十四日(金) 午前十時から正午まで

二 試験場所

岐阜市数田南二丁目一一番二号 岐阜県水産会館一階大会議室

三 試験科目

1 岩石の採取に関する法令事項(環境保全関係法令事項を含む。)

2 岩石の採取に関する技術的事項(岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉)の処理、廃土及び廃石の堆積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項)

四 受験手続

1 申込用紙の交付

受験願書の用紙は、岐阜県商工労働部商工政策課又は各振興局(振興局に置かれる事務所を含む。以下同じ。)で交付します。

郵送を希望する場合は、八十円分の切手(二部又は三部を希望する場合は九十円分の切手)を貼った宛先明記の返信用封筒(定形郵便物の封筒)を同封し、〒五八五七 岐阜市数田南二丁目一一番一号 岐阜県商工労働部商工政策課に請求してください。

2 申込方法

受験願書に必要な事項を記入し、次の各号に掲げる書類を添えて、岐阜県商工労働部商工政策課に提出してください。

(一) 写真 手札形(縦十二センチメートル、横八センチメートル)とし、受験願書提出前六月以内に撮影した無帽、正面上半身像でその裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものとします。

(二) 受験票(用紙は、受験願書と同時に交付します。)

3 申込受付期間

平成二十三年九月一日(木)から同月十四日(水)までとし、土曜日及び日曜日は除きます。

郵送による場合は、「書留」又は「簡易書留」とし、平成二十三年九月十四日(水)までの消印のあるものに限り受け付けます。

五 受験手数料

手数料は、八千円とし、これに相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付け

てください(消印しないこと)。

なお、受験手数料は、申込みが受理された後は返還しません。

六 合格者の発表

試験に合格した者の受験番号を岐阜県公報に掲載するとともに、本人に合格証を交付します。また、不合格者に対しても、その旨を通知します。

七 試験結果の提供

平成二十三年度採石業務管理者試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

採石業務管理者試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

可否発表の日から一月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口(県庁二階) 電話 五八二七二一一一 内線二一九)及び各振興局特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類等

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

八 その他

試験について不明な点は、岐阜県商工労働部商工政策課鉦政担当(電話 五八二七二一一一 内線三八九)に問い合わせてください。

基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十三年八月二日

岐阜県知事 古田 肇

<p>一 作業機関 国土交通省国土地理院</p> <p>二 作業種類 基本測量（基盤地図情報整備） 作業期間 平成二十三年九月十五日から 同 二十四年三月三十一日まで</p> <p>四 作業地域 高山市、飛驒市</p> <p>公共測量の実施</p> <p>測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。</p> <p>平成二十三年八月二日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>	<p>一 作業機関 岐阜県</p> <p>二 作業種類 公共測量（岐阜県共有空間データ作成） 作業期間 平成二十三年八月二十四日から 同 二十四年一月十二日まで</p> <p>四 作業地域 岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛驒市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、羽島郡岐南町、揖斐郡揖斐川町、大野町及び池田町、本巣郡北方町、加茂郡坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町及び東白川村、可児郡御嵩町並びに大野郡白川村地内</p>
---	---

<p>公共測量の実施</p> <p>測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により多治見市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。</p> <p>平成二十三年八月二日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>	<p>一 作業機関 多治見市</p> <p>二 作業種類 公共測量（都市計画基本図修正） 作業期間 平成二十三年八月一日から 同 二十四年三月三十日まで</p> <p>四 作業地域 多治見市全域</p> <p>運転免許取得者教育機関の認定</p> <p>道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の三十二の二第一項の規定により次の者を教育機関に認定したので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。</p> <p>平成二十三年八月二日</p> <p>岐阜県公安委員会 委員長 水 谷 邦 照</p>
---	--

(名称)	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	(名称)	運転免許取得者教育に使用する施設	(区分)	運転免許取得者教育の課程の区分及び名称	認定をした年月日
						平成二十三年七月八

